

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅令日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ルワンダ	ルワンダ国営テレビ番組ソフト 整備計画のための贈与に関する 日本国政府とルワンダ共和国政 府との間の交換公文	ルワンダ国営テレビ番組ソフト整備計画を実施するた めに必要な生産物及び役務の購入	46,100千円 H24. 5.31まで	H22. 2.10 キガリで (同日)	日本側 近藤茂在ルワンダ 臨時代理大使 ルワンダ側 エジエン・ム ニヤカヤンザ外務協力省 次官	H22. 2.24 73号
ルワンダ	第二次地方給水計画のための贈 与に関する日本国政府とルワン ダ共和国政府との間の交換公文	第二次地方給水計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	1,435,000千円 H26. 1.31まで	H22. 3.26 キガリで (同日)	日本側 畑中邦夫在ルワン ダ大使 ルワンダ側 ルイーズ・ム シキワボ外務・協力大臣	H22. 4.15 216号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。